

総務室長：

ただいまから令和 4 年度第 1 回社会福祉審議会総会を開催させていただきます。私は福祉子どもみらい局総務室長の山田です。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、事務局からご報告申し上げます。本日の委員の出席は 17 名であり、定足数に達しております。出席委員の皆様は次第の一覧表に添付しています。

本日の会議の傍聴の申し込みはありませんでした。

審議内容につきましては、後日公開いたします。

本日はコロナ感染防止のために、オンライン開催とさせていただきます。山崎委員長をはじめ、事務局におきましては県庁内の会議室で開催しておりますので、マスクを着用したままで失礼いたします。

本日は Zoom を利用した会議でございます。お手数ですがご発言の際には、ミュートを解除してご発言いただくようお願いいたします。

本日の資料ですが、事前に事務局からお送りしたものを使用させていただきます。会議全体を 90 分程度と見込んでおりますが、議事に入ります前に、橋本福祉子どもみらい局長からご挨拶を申し上げます。

局長：

ご紹介いただきました福祉子どもみらい局長橋本でございます。本日はお忙しい中、令和 4 年度第 1 回神奈川県社会福祉審議会総会にご出席いただきありがとうございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本審議会は、昭和 38 年に設置され、県の福祉政策等に対してご意見をいただくほか、社会福祉に関する事項につきまして、専門的な見地からご審議いただきたく、社会福祉法に基づく審議会でございます。今年 8 月には委員の改選がございましたので、7 人の委員に新たにご就任いただきまして、本日はそのうち 3 人の委員が初めてのご出席をいただいているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、平成 28 年 7 月に発生しました、津久井やまゆり園事件から 6 年が経過し、県はこのような事件が二度と繰り返されることのないよう、県議会とともに策定した、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及に、今、全力で取り組んでおります。この津久井やまゆり園の再生を進める過程において、障がい当事者の皆様との対話を重ねてきた結果、本人の意思を尊重し、本人が望む支援を行うためには、当事者の心の声に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫しながら支援することにより、お互いの心が輝く当事者目線の障害福祉が重要であると、こういった考え方に至ったところでございます。

そこで、県では、「当事者目線の障がい福祉」を推進し、地域共生社会を実現することを目的として、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を令和 5 年 4 月 1 日から施行するところでございます。

条例は多くの県民の皆様にご理解いただくことが大切でございますので、障がい当事者

が主体となって、誰もがわかりやすく条例を読むことができる、条例のわかりやすい版も作成しました。これはあまり前例のない取組だと考えております。

また、条例では、障がいに係る政策の立案に関する会議には、障がい当事者の参加を進めることを規定しておりまして、このたび改めて、本審議会においても障がい当事者の方に委員としてご参加いただいているところです。

本日は、審議事項はございませんが、この条例をはじめ喫緊の諸課題について、報告事項とさせていただいております。各委員の皆様の特長な見地から、忌憚のないご意見を賜り、今後の施策に生かしていきたいというように考えている次第でございます。

結びになりますが本県の福祉行政に対し、一層のご支援を賜ることをお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

総務室長：

ありがとうございました。局長の橋本は所用がございまして、こちらにてこの席を退出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、8月に委員の皆様に行っていただいた書面表決にて、委員長に選出されていらっしゃる山崎委員長からご挨拶をお願いいたします。

山崎委員長：

一言ご挨拶させていただきます、委員長の山崎です。各委員にはお忙しい中、お時間をいただきまして誠にありがとうございます。今年の夏に委員の改選がありまして、皆様からご推薦いただきましたので、引き続き委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副委員長には、本日ご欠席ですけれども、結城康弘先生をお願いしております。

本審議会はオンライン開催になりましたが、直接皆様と意見交換できる場として、積極的なご発言、ご意見をいただきたいというふうに思っております。皆様には議事の円滑な進行にご協力いただくよう、よろしくお願いいたします。

総務室長：

それでは、山崎委員長に進行をお願いしたいと思います。

山崎委員長：

それでは、さっそく議事に移りたいと思います。報告事項の一つ目、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

- ・報告事項1 新型コロナウイルス感染症への対応について

山崎委員長：

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ありますか。

加藤 馨委員：

高齢者福祉、コロナの件ということで、県からも抗原検査キットが配られたり、検査段階、治療も早期介入でという仕組みづくりをしてもらいました。

4回目、5回目のワクチン接種について、現役の福祉施設職員、特に若い職員たちは、どうしても打ち控え、副反応が怖いという方がいます。2価ワクチンがいかに予防に適しているかということ、地域の高齢者も含め、もう少し県から推奨していただけると、地域全体を守れるんじゃないかと思います。ぜひ、福祉サイドからも推進してもらえようお願いします。

山崎委員長：

ご要望わかりました。

続きまして、報告事項二つ目、「神奈川県当事者目線の障害者福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」につきまして、事務局から説明をお願いいたします

・報告事項2 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」について

山崎委員長：

事務局からの説明につきまして、ご質問等いかがでしょうか。

姜委員：

今回、条例を作ってください、今後の運用の仕方、先ほど当事者の方の意見も入れていくと説明がありました。きちんと当事者の方が入るような仕組みが作られていくとは思いますが、障がい者といっても、知的障がい者、精神障がい者、いろんな障がいの方がいるため、満遍なく継続的に、いろんな障がいの方の意見を取り入れられるような仕組みづくりをお願いします。

共生推進本部室：

この条例については、すべての障がい者を対象にして作っております。またこのわかりやすい版を作る際のワーキングにつきましても、身体、精神、知的といった皆様に入っていたくなど、すべての障がい者の皆様ということ意識しながら進めているところでございます。また県の政策につきましても、障がい当事者の声を聞くというのが非常に大事だと考えておりまして、それにつきましても、条例の中で、政策立案過程の障がい者の参加の推進

といった形で規定しておりますので、先生のお話を改めて肝に銘じながら進めていきたいと考えております。

姜委員：

追加の質問ですが、その当事者の方どういう仕組みで委員になるのでしょうか。推薦団体とか母体等はあるのでしょうか。

共生推進本部室：

わかりやすい版のワーキンググループのことだと思いますが、特に団体から推薦といったところではなくて、急いで作らなくてはいけないということもあったため、様々お付き合いがあった中で障がい者の方にお声掛けして、参加していただいたところです。

姜委員：

わかりました。ありがとうございます。

とりあえずはそれで仕方ないと思いますが、今後継続的に動いていく組織ですので、なるべく多くの方から賛同を得られるような、公平な仕組みを考えていただければと思っております。

山崎委員長：

続いてありますか。

小貫委員：

4 ページの、「ともに生きる社会を目指して」という副題についてです。ノーマライゼーションの理念に関する会議にも出席しましたが、その時から今まで、差別という言葉は出てくるけれど、平等という言葉がなかなか見当たらないため、そういう言葉を入れていただきたい。これからは「命を大切にする」、「生きる」といった言葉を入れながら、何かを作っていただくといいのかなと思っておりますが、どうでしょうか。

共生推進本部室：

この条例の基本的な考え方として、前文にも書いてあるとおり、やはりノーマライゼーションの理念を踏まえて、条例を作成しているところでございます。

ノーマライゼーションのもとで、いろんな環境整備が進められてきたが、まだまだ事足りない。だから、神奈川県はさらに一生懸命やっていかなきゃいけないんだということも条例の制定の理由として挙げられている。そういった「いのち」「平等」といったところも意識して進めていきたいと思っております。

山崎委員長：

他にご意見はありますか。

大島委員：

7 ページの（6）「基本計画の策定」2 行目に、「基本計画には、障がい福祉のみならず、医療、福祉のほか、教育、就労、……」とありますけども、もし、次回条例を何らかの形で変えていくことがありましたら、保健という言葉も入れた方がいいのではないかと思います。

共生推進本部室：

条例に基づいた計画につきましては今後作っていきます。また条例につきましては、その都度時代の流れを踏まえながら、基本的には5年に1度に見直していくことになっていきますが、それにとらわれず適宜やっていくと議会で報告もしているので、いただいたご意見を踏まえながら、見直していきたいと存じます。

山崎委員長：

他にご意見は。

加藤 忠相委員：

前回の「ともに生きる社会かながわ憲章」の時も、その言葉を広めることが目的になってしまっているんじゃないかという話をさせていただきました。県の方で何%の周知率に増えましたっていう話は散々出ていて、目指す姿を再現するために副題を入れました、とか「わかりやすい版」を作りましたっていうのもわかりました。

基本計画に定める施策はいろんな分野に分かれてありますが、実際にこの条例を作り、その中で具体的な政策として、こういうことを必ずやっていきましょう、みたいなことが定められたという事例はあるんでしょうか。

共生推進本部室：

今回の条例は方向性を示すものですので、具体的に何をやっていくといった規定まではなかなか盛り込めなかったところです。条例の理念を具体的に具現化していかなければならない中で、きちんと計画を作り、施策をちゃんと位置付けていくことによって実効性を担保していこうと考えております。次の段階に移る中で、具体的な話になっていくと考えております。

加藤 忠相委員：

やまゆり園の再建築の時の話もそうだったんですけど、実際ヒアリングとかをしていた

だいて、どうやって地域に開いていくんでしょうか。

やまゆり園を忘れないというのは、事件を思い出させるということではなくて、今後、そういう事件を起こさないための地域社会を作っていくことが目的だったはずですよ。

だから、ちゃんと開かれた施設を作りましょうということで、中に地域の方が散歩できる道を作ったらどうか、等の提案をたくさんしたんですが、結果として、どこが反映されたんですかと聞いたら、「生け垣にしました」と委員会で言われたんです。それだけだったんですよ。

今後、言葉とかだけが先行して、じゃあ実際何をしていくのか、実際何が行われたっていうのが多分一番の問題だと思います。どういうプラットフォームを神奈川県として作っていくのかということまで踏み込まないと意味がないと思います。

先日、2週間ぐらい前に神奈川県の住宅の担当課の人たちが来ました。私はアパートを作ったんですが、それは簡単に言うと、高齢者がバリアフリーで住めるようになっていて、2階の若者は毎朝声掛けしてくれたら半額になるというアパートなんですね。

作ってみたら、ウィールに乗っている20代の脳性麻痺の若者が、車椅子でも住めるといって住み始めたんです。そういう、具体的に地域社会の中で住み続けられるような施策を実際に作ってほしい。施策に繋がらないものを条例として組みかえたところで、ただの絵に描いた餅だと僕は思ってしまうんです。

ですので、9ページの、定める計画の中にどれぐらい実効性のあるものを入れ込んだのかっていうところを、次の委員会でお示しいただけたら、それは意味があると思います。これ作りました、これ広めました、というのが目的ではないと思うのですが、どうお考えですか。

共生推進本部室：

確かに、「当事者目線の障がい福祉」という言葉をただ広めるための条例ということではございません。「当事者目線の障がい福祉」を推進していき、そして地域共生社会の実現を目指していくことが条例の目的です。その具体性、実効性というのはきちんと担保していくことも非常に大事ですので、この条例の中で、知事が必ず計画を作っていくんだといった規定を入れさせていただいたというところがございます。

今後、計画の中にきちんと施策を入れて、具体的に何をやっていくのかを示していけると考えております。今の時点ではなかなか難しいところですが、来年4月1日に条例が施行され、計画についても併せて作っていくところですので、その流れの中で検討していきたいと思っております。

山崎委員長：

他にご意見のある方、お願いします。

桐生委員：

今議論がありましたけれども、私も同じように考えています。推進条例ができて、また「わかりやすい版」ができて、これで進めていくということはわかるんですけども、やっぱり大事なことは、やっぱり具体的に、具現化していくってところが、これから凄く大切だろうなと思います。

先ほども質問がありましたが、7ページの県の責務の二つ目、推進条例とかを普及啓発するってところですね。私は民生委員・児童委員をしているんですが、様々な制度が出来ても、なかなか県民全体、地域の方にわかってもらえない、伝わっていないという現実があります。そういう意味では、こういうことを広く周知いただく、それを一つの戦略としてやっていかないと、地域まで浸透していかないんじゃないか。県民皆が理解していかないと、地域共生社会の中でも生きていかないとしますので、ぜひそういう点も今後よろしくお願いしたいと思います。

山崎委員長：

姜委員、どうぞ。

姜委員：

先ほども具体的にどういうふうに進めていくか、いろいろ意見が出ていますが、そもそも県はこの社会福祉審議会についてどのように考えていますか。

今回も報告事項のみで審議事項が全くないということに、結構驚いています。まさにこういう重要な政策について話すために、社会福祉審議会というものが法律上定められていると思うんですけども、それが全く機能していないというふうに感じております。

これは以前からもですけど、ほとんどすでに決まっていることをただ報告するだけということが多いので、これだけいろんな立場の委員の先生方が入っていらっしゃって、有意義な意見が聞けるので、もう少しきちんと活用して、実際に政策に反映させるような仕組みを作っていただいた方がいいと思います。

客観的に見ると、都合よくなにか進めていると言われかねないと思いますので、意見を反映させる努力、もちろん全てを入れるのは難しいと思いますし、バラバラでまとめるのも大変かとは思いますが、やっぱりいろんな意見をきちんと反映させる仕組みを、もう少し考えていただけると良いと思います。

総務室長：

この審議会は社会福祉法に基づく設置で幅広い分野の委員の皆様から、議会も含めて、ご意見いただいております。一方で、例えば障がい分野ですと、制度的には障害者施策審議会といった専門分野の審議会もまたございまして、それぞれ各委員の皆様からご意見をいただき、施策に反映する努力を絶えずしていきたいと考えております。

山崎委員長：

報告事項三つ目、「みんなのバリアフリー街づくり条例」の見直しに係る条例の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします

- ・「みんなのバリアフリー街づくり条例」の見直しに係る条例の一部改正について

山崎委員長：

皆さんからご意見、ご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。（意見なし）
続きまして、報告事項四つ目、「神奈川県地域福祉支援計画」の改定についてお願いします。

- ・「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について

山崎委員長：

報告事項につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

加藤 忠相委員：

今の説明の中で、例えば改定のポイントでも、（１）のところの当事者目線に立った地域福祉の担い手の育成ですとか、（２）の方に福祉介護人材の確保スキルアップ、定着の充実・強化を図るなどの文言がありますが、その前の改定の文書にもあって、今の文書の中にもたくさん出てくる「地域共生社会の実現」っていう言葉に多く置き換えられています。

県は、誰を地域共生社会の実現の担い手だと考えて、この文章を作っているのか教えてください。

地域福祉課：

担い手というところですけども、計画の検討委員会の中でもいろいろ議論させていただいたところなんです。この方が担い手だと決めるわけではなく、受け手の方と担い手の方っていうのは、時期によって、ある時には受け手だったり、ある時には担い手だったりと変わることがあるんじゃないかということでした。

県民の皆様が受け手であり、担い手であるかと考えております。

加藤 忠相委員：

地域共生社会の定義として、世代を超えて繋がることで、住民一人ひとりも、ということですよね。福祉人材、福祉の担い手が何か専門職みたいなとらえ方をするようなことはあまり望ましくないと思っていて、それをどう地域社会の一般の人たちに広げていくかってい

う話だと思うんです。この文書だとそういうふうには読み取れなかったんですが、私の考えが違うでしょうか。

地域福祉課：

計画の文章については、今委員がおっしゃったところが皆さんにうまく伝わるように、工夫させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山崎委員長：

今進行中ということですか。できるだけ反映できるように、願えますかね。

地域福祉課：

はい。検討させていただきます。

山崎委員長：

わかりました。

加藤 忠相委員：

よろしく願います。

山崎委員長：

それでは、次の報告事項に移ります。

県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会の調査結果等について願います。

- ・ 県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会の調査結果等について

加藤 忠相委員：

やまゆり園のことにしましては、ハードを作る段階もそうですし、ソフトとして社会福祉法人、委託団体を選定するときから散々議論があって、現状の段階を迎えているという意味では、もう完全にミスリードをしてきたと思っているんですが、実際、例えば社会福祉法人に対して、認可取り消しとかそういうことって行われているのでしょうか。

障害サービス課：

今委員がおっしゃったのは、津久井やまゆり園の指定管理者のことでしょうか。

加藤 忠相委員：

はい。

障害サービス課：

津久井やまゆり園の指定管理者といったところでは、認可取り消しといったことは行われておりませんが、指定期間が本来 10 年間だったところを一旦短縮して、当時かながわ共同会が指定管理者だったんですけども、これまでの利用者支援というのはやっぱり問題があった中で、再発防止策等を取りまとめることを条件に再指定をしたところです。

その時には外部評価委員会にも改めて、改善状況や、改善計画というのを確認いただいた上で、非公募での再指定をしております。また、令和 5 年 4 月からの指定管理がまた改めて始まりますけども、その審査においては、昨年度の段階で、今度は公募で募集をかけて、結局かながわ共同会しか手が上がらなかったんですが、そこでも改めて確認をいただいています。

それからもう一つ、もともと一つだった津久井やまゆり園を芹が谷やまゆり園と二つに分け、定員 130 人だったところを 66 名ずつに分けました。芹が谷やまゆり園の方の指定管理者は共同会がやっていたんですが、今回公募で手が上がったところが二つ、共同会と同愛会・白根学園という別々の団体が二つ上がりました。その結果では、芹が谷やまゆり園は同愛会・白根学園が指定管理者になったところでございます。

加藤 忠相委員：

事前に資料の方を拝見させていただきましたけども、ニュース等にもなっている肛門にナットが入っていた事実があったというケースとか、完全に虐待案件だと思うんですけども、これについて、今誰も責任を取っていない状況ということではよろしいですか。

障害サービス課：

中井やまゆり園につきましては、共同会とは全く関係のない施設でございまして、県が直接運営する施設です。今の先ほど 25 件の虐待が疑われる中に、今おっしゃっていただいた事案も含まれていまして、すでに市町村には虐待通報しております。また県の内部の、県の職員ですので、その処分は県のルールに基づいて今処分の手続きが行われているところでございます。

加藤 忠相委員：

事件を起こした職員の責任はもちろんあると思いますが、その環境を作って、そこを統括している管理者が必ずいるはずですよ。この人たちの責任はどう取ったというか、そういう報告とかありますか。

総務室長：

中山やまゆり園の虐待について、県から地元の支給決定市町村に通報させていただき調査をしているところです。その職員に対する処分、懲戒については、これからということになろうかと思います。責任者についても、管理者、管理職含めた処分について検討中という状況です。

加藤 忠相委員：

基本的に任命した場合において、おそらく守る側に回ってしまう人情はわかるんですけども、これだけのことが起こっていて、いまだに誰も責任を取っていなかったり、調査中として引き伸ばしている状況は、正直外部から見て異常だと思っている。この間の利用者たちの生活もあるわけですよね。

神奈川県が他に持っている施設、いくつか三浦とかもありますけども、そこに対する抑制とか、そういうところにも全く繋がってないような気がするんですけど。

障害サービス課：

運営のところとしては、先ほど申しましたように、中井やまゆり園は県の直営施設なので、我々と同じ県職員が運営しております。最高責任者はそれこそ知事になります。

その管理職の処分については、山田総務室長が申しましたように、県の内部で処分に向けた調査をしているところでございます。

山崎委員長：

いずれにしても、何らかの結論が、近いうちに出るということですね。

総務室長：

はい。そのように考えております。

山崎委員長：

他に意見のある方はいらっしゃいますか。

小貫委員：

この案件は起きるべくして起きた事案だと思っています。関わる職員の方たち、ご苦労は大変よく理解しておりますが、障がい者への差別をしてはならないというのは明らかです。

こういうのを見ると、本当に人として、この施設の中で生活していた障がいを持った人たちが、どんなつらい思い、苦しい思いをしておられたのか、言葉には言い尽くせません。その中で、環境を整えれば、建物を変えれば、すべてそれで終わるのかと。そういう問題ではなくて、一人ひとりどう関わっていくのか、心を育てる必要がある。

日本人の体質に、もともと差別のような気持ちがあるんです。それをなくすには、本当の平等という言葉が当てはまるためには、心を育てていく研修を積み重ねていかないと、喉元過ぎればといったように、また他の施設で繰り返し同じようなことが起こります。これからは一人ひとりの、いのちの中に染み込む心を育てていく、そんな研修をしなくてはならないのかなと思っています。今回のことは大変に残念な事案だと思っています。

姜委員：

先ほどのこの長い中井やまゆり園は県直営ということで、改めて資料5-1の改善の取組について読んでみました。外部に委託しているのであれば、その施設さえちゃんと良くなればいいので、アからキの取組についてそれはそれでいいと思いますが、県直営だとすると、なおさら県の方々、職員の皆さんの意識改革が最も大きいのかなというふうに思っております。

資料5-2の実際の調査結果報告書6ページを見ますと、職員76名が関与していたということで、結構な数なんですね。この70名以上の職員の方が、間接的にしろ、わかっているながらこういった虐待事案を起こしていて、その方たちはまた県に戻って、障がい福祉の仕事をしているんだと思うんです。

もちろん今、熱心にやっておられると思っていますけれども、じゃあなんでこういうことを見過ごしてしまったのか、放置してしまったのかというのを、きちんと原因や対策を考えないと、これからの計画はこのままで大丈夫なのかという不安がありますので、県の内部の感性、人権感覚をもう一度学び直すような、そういう視点での対策も考えていただければと思います。

障害サービス課：

今回この外部調査委員会の調査にあたって、なぜこんなことになってしまったのかをもっと深く掘り下げて、二度と同じことを起こさないための検証が足りなかったというお話が、調査委員会からございました。

先ほど、支援改革プロジェクトチームが支援改革プログラムを作成していると申しましたが、実はこの調査委員会でできなかった検証作業を、実はそこで深掘りしておりまして、どうしてこんなことになってしまったのかを、改めてしっかり検証して、その結果を踏まえ、中井やまゆり園の改善にしっかり取り組んでいきたいと考えているということでございます。改善プログラム等もできましたら、審議会に報告させていただきたいと考えております。

山崎委員長：

次に進みます。続きまして報告事項の六つ目、県立障害者支援施設の方向性の検討について事務局から説明します。

・県立障害者支援施設の方向性の検討について

山崎委員長：

ただ今の事務局からの説明に対し、ご意見等ございますか。

諏訪部委員：

県立施設の役割として、民間施設では対応が難しい方を受け入れるといった方向性を出すとともに、一方では民間の移譲を進めていきたいという、一見矛盾したような表現に感じるんですけども、現状県立直営というところでは中井やまゆり園、そしてさがみ緑風園ですね、特にさがみ緑風園の方ではその民間移譲の、指定管理者の手が挙がらなかったというところでの県直営ということだと思うんですが、この一見矛盾するような文言について少しご説明いただければと思います。

障害サービス課：

民間では対応が難しい障がい者の受け入れというのは、これまでの役割、今の役割でございいます。実はこの将来展望検討委員会の議論の中では、もう今民間で受け入れられない障がい者の方っていうのはいないんじゃないかというようなご議論をいただいております。

そういう中で、基本、将来展望検討委員会からすると、もう民間で運営するのがもう基本だという整理です。

ただ、今でもやはりまだ、当事者目線の障害福祉推進条例の理念である、当事者目線の支援を実践していくのは、やっぱり県立施設が率先してやっていくべき役割がある。さらには、先ほど申しました県の役割の方向性として、先進的な研究だとか人材育成が県の役割です。だとすると、基本はもう民間でもできるけれど、県としての役割もあるから、県立施設として残すべき必要のある施設もあるだろうということで、今、それを我々としてどういうふう整理するかという検討を進めているところです。

山崎委員長：

それでは、報告事項につきましてはこの程度とさせていただきます。本日も様々な貴重な意見をいただきました。事務局におかれましては、今後の施策に反映していただきますようよろしくお願いいたします。

これをもって本日の総会を終了します。事務局にお返しします。

総務室長：

山崎委員長、委員の皆様ありがとうございました。

次回の審議会は、年度内にもう一度予定させていただきたいと考えております。

以上をもちまして、今年度の第1回社会福祉審議会総会は閉会とさせていただきます。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。